

魯迅輯『古小説鈎沈』校釈

—『幽明録』(三)—

富 永 一 登

22 廣陵有家。相傳是漢江都王建之墓也①。常有村人行過、見地有數十具磨、取一具持歸。暮即叩門求磨甚急。明旦送著故處②。〔御覽七百六十二〕※鄭晚晴輯注本一九二頁

【校異】 ①御覽無「是」字、鮑崇城本有。「建」、御覽作「逮」、鮑崇城本作「建」。②「著」、御覽作「着」、鮑崇城本作「著」。

【注釈】 廣陵 今の江蘇省揚州市。 漢江都王建 前漢の江都王劉建のこと。劉建は、景帝の子の江都王劉非の子で、父の跡を継いで江都王になったが、「所行無道、雖桀紂惡、不至於此」と言われるほど淫虐で、王になって六年後、問責されて自殺、江都国は没収され、広陵郡となった。『漢書』景十三王伝に見える。『史記』五宗世家にも記される。 具 量詞。『史記』貨殖列伝に「旃席千具」とある。 送著 持って行ってその場所に置く。「著」については、江藍生『魏晋南北朝小説詞語匯

釋』に詳しい。

【訓読】 廣陵に冢有り。相傳ふるに是れ漢の江都王建の墓なり。常て村人の行きて過ぐる有り、地に數十具の磨有るを見て、一具を取りて持ち歸る。暮に即ち門を叩きて磨を求むること甚だ急なり。明旦 故の處に送著す。

【訳文】 広陵郡に墓がある。言い伝えによると漢の江都王劉建の墓だという。あるとき通りかかった村人が、地面に数十個の石うすが有るのを見て、一個を取って持ち帰った。夕暮れになると門を叩いてしきりに石うすを返すように要求してきた。翌日の朝、もとの所に持って行って置いた。

【補説】 幽鬼の姿は記されていないが、話の筋から考えると、墓の主、或いはその使者が、持ち去られた所有物を返還するように要求した先の第二一話と同様のものと考えられる。

23 廣陵露白村人、毎夜輒見鬼怪。咸有異形醜惡①、怯弱者莫敢過。村人怪如此、疑必有故、相率得十人、一時發掘。入地尺許、得一朽爛方相頭。訪之故老、咸云、「嘗有人冒雨送葬②、至此遇劫、一時散走、方相頭陷沒泥中。」（御覽五百五十二）※鄭晚晴輯注本九五頁

【校異】 ①「咸」、御覽作「或」、鮑崇城本作「咸」。
②御覽無「送」字、鮑崇城本有。

【注釈】 廣陵 今の江蘇省揚州市。 露白村 『資治通鑑』卷二八七後漢紀高祖天福十二年（九四七）胡三省注に、「項安世家説曰、古無村名。今之村、即古之鄙野也。……隋世已有村名。唐令、在田野爲村、置村正一人。」とあり、宮川尚志『六朝史研究（政治・社会篇）』（平樂寺書店、一九六四年）に「村という村落呼称が中国において法令に明記されたのは唐代になってからと思う」と指摘するように、村が正式の行政単位となったのは唐代からである。『宋書』百官志には「五家爲伍、二伍爲什、十什爲里、十里爲亭、十亭爲郷」とあり、村は記載されていないが、『旧唐書』職官志二には「百戸爲里、五里爲郷。兩京及州縣之郭内、分爲坊、郊外爲村。里及坊、村皆有正、以司督察。」と、郊外の行政単位として明記されている。ただ、嚴耕望『中国地方行政制度史』（上篇、三、卷中「魏晉南北朝地方行政制度」上冊、中央研究院歷史語言研究所專刊之四十五、一九六三年）や宮川尚志氏の前掲書に、南北朝時代に固有名詞としての

村が存在していたことは指摘されているので、この「露白村」もその一例と考えられる。宮川氏は八十一例を挙げられるが、「露白村」はその中に記載されていない。

一時 一斉にの意。江藍生『魏晉南北朝小説詞語匯釈』に「一時作副詞、义为一起、全都。」という。下の「一時」も同じ。 方相 もと周代の官職名で、熊の皮を着て、黄金の四つ目の面をつけ、盾と矛を持って疫を追い払う。『周禮』夏官・方相氏に「掌蒙熊皮、黄金四目、玄衣朱裳、執戈揚盾、帥百隸而時難、以索室毆疫。大喪、先匱、及墓入壙、以戈擊四隅、毆方良。」（熊皮を蒙り、黄金四目、玄衣朱裳、戈を執り盾を揚げ、百隸を帥めて時難し、以て室を索し疫を毆るを掌る。大喪には、匱に先んじ、墓に及び壙に入り、戈を以て四隅を撃ち、方良を毆る。鄭玄注：方良、罔兩也。）とある。また、夏官序官「方相氏狂夫四人」鄭玄注に「方相、猶言放想。可畏怖之貌。」というように、恐ろしい形相であった。鄭晚晴注（54頁「王仲文」注）によると、最初は人が扮していたが後に木で彫刻するようになり、晋代には、上公の薨じた者には方相車一台を賜ったという（典拠挙げず）。『御覽』卷五五二引蔡質『漢官儀』に「陰太后崩、前有方相、及鳳凰車。」、同引『晉公卿禮秩』に「上公薨者、給方相車一乘。安平王卒薨、方相車駕馬。」とある。また『通典』卷一三九「禮九九開元禮纂類三四凶六三品以上喪中器行序」にも「去靈車後次方相車」とある。

劫 追いはぎ、強盜。劫の俗字。『正字通』に「劫、俗劫字」とある。

【訓読】 廣陵の露白村の人、夜毎に輒ち鬼怪を見る。咸異形醜惡有り、怯弱なる者敢へて過ぐる莫し。村人此くの如きを怪しみ、必ず故有らんと疑ひ、相率ゐて十人を得、一時に發掘す。地に入ること尺許にして、一の朽爛せし方相の頭を得。之を故老に訪ぬるに、咸云ふ、「昔て人の雨を冒して送葬する有り、此に至り劫に遇ひ、一時に散走し、方相の頭泥中に陥没す」と。

【訳文】 廣陵の露白村の人は、夜毎に幽鬼を見た。みな異形醜惡で、臆病な者は夜に出歩こうとはしなくなつた。村人はこのことを怪しみ、きつと訳があるに違いないと思ひ、十人の仲間を集めて、一斉に發掘した。地中一尺ばかりのところ、一つの朽ちた方相の頭を見つけた。故老たちに尋ねたところ、みな、「むかし雨の中で葬儀を行った者がいたが、この辺りで追いはぎに遭ひ、一斉に散り散りに逃げて、方相の頭が泥の中にめりこんだのだ」と言つた。

【補説】 土中より方相の頭が現れたという話は、『続異記』（『古小説鉤沈』本第7話、『広記』卷一四一引）にも見られる。『搜神記』卷一六第376話には、方相による厄払いの謂われが記されている。それによると、顯瑣氏の三人の子どもが死後に疫鬼となり、それを追ひ払うために方相氏に命じて正月に追儺の儀式を行うようにな

つたという。『搜神記』卷一五第362話にある、幽鬼となつた父からもらつた疫病から免れることのできる丸薬を費長房が方相の脳みそだという話は、方相が疫鬼を追ひ払うことから想像されたものであろう。

また、方相の恐ろしい形相は、しばしば妖怪の姿を表現するのに使われている。たとえば、次のようである。

・『搜神記』卷九第249話、廁に現れた妖怪（兩眼盡赤、身有光耀）が、方相のようだった。『甄異伝』

・『幽明録』第162話（『広記』卷三五九引）、屏風の上に現れた妖怪の顔（兩目如升、光明一屋、手掌如簸箕、指長數寸、又挺動其耳目。）が方相のようだった。

・『異苑』卷四第171話（『御覽』卷九七一引同）、木の下に現れた怪物の姿（面廣三尺、眼横豎）が方相のようだった。

・『搜神後記』卷七第86話、白狗が人になり、その姿（目赤如火、嗔尹吐舌、甚可憎惡）が方相のようだった。『幽明録』第160話（『広記』卷一四一引）同し。

或いは、
・『搜神記』卷一七第408話、竹林にいた福の神の顔が方相のようだった。

・『雜鬼神志怪』（『古小説鉤沈』本第8話、『広記』

卷二九三引『志怪』、廬山君と称する人の姿が方相のようだった。殷芸『小説』（『古小説鈎沈』本第106話、『續談助』卷四引）同じ。

などのように、福神や廟神の形相にも喩えられたりしている。いずれも方相がよく知られた存在だった証である。

24 碩縣下有眩潭。以視之眩人眼、因以爲名。傍有田陂。昔有人船行過此陂①、見一死蛟在陂上不得下。無何、見一人、長壯烏衣、立於岸側。語行人云、「吾昨下陂、不過而死。可爲報眩潭。」行人曰、「眩潭無人。云何可報。」烏衣人云、「但至潭、便大言之。」行人如其旨。須臾、潭中有號泣聲。（御覽六十六）※鄭晚晴輯注本七〇頁

【校異】①「船」、御覽作「舡」、鮑崇城本作「船」。

【玉篇】云、「舡、船也。」集韻云、「船、俗作舡、非是。」

【注釈】碩縣 未詳。他の文献に見当たらない。田陂 堤。土手で囲って田の用水をためてある池のことである。宋・歐陽修「誑徠集詩」（作田陂）、「宋史」河渠志五などに例が見られる。『中国古代十大志怪小説賞析』は「田里有个池塘」と訳し、鄭晚晴はこの「陂」に「池塘」と注する。蛟 みずち。龍の一種、蛇に似て四本足、人を呑むという（『山海經』郭璞注など）。『説文』には、「蛟、龍屬、無角曰蛟。」とある。また、「鯀」と通じて大魚（さめの類）の意でも使われる。『淮

南子』説林訓「蛟在其下」高誘注に「蛟、魚屬。皮有珠、能害人。」という。在陂上不得下 堤の上で下ることができずにいた。ことと下文の「陂」は、用水池と眩潭

の間にある堰堤の意に解する。『中国古代十大志怪小説賞析』は「塘堤」と訳し、下文の「吾昨下陂、不過而死」は、「我昨天下塘、没能过来、死在岸上」と訳す。云何可報 どうして知らせることができようか。疑問詞。

いかん。『漢語大詞典』の例文によれば、「云何」（何、为什么と訳す）の場合は反語文、「云何」（怎么办、怎么样と訳す）の場合は疑問文となるようである。

鄭晚晴注は「怎么说可以报信呢」、『中国古代十大志怪小説賞析』は「怎么能够报信」と訳す。

【訓読】 碩縣の下に眩潭有り。之を視れば人眼を眩ますを以て、因りて以て名と爲す。傍に田陂有り。昔人有り船行して此の陂を過ぎ、一の死せし蛟の陂上に在りて下るを得ざるを見る。何も無くして、一人を見る、長壯烏衣にして、岸側に立つ。行人に語けて云ふ、「吾昨陂を下らんとし、過ぎずして死す。爲に眩潭に報ずべし」と。行人曰く、「眩潭に人無し。云何ぞ報ずべんや」と。烏衣の人云ふ、「但だ潭に至り、便ち之を大言せよ」と。行人其の旨の如くす。須臾にして、潭中に號泣の聲有り。

【訳文】 碩縣の中に眩潭がある。この淵を見ると目がくらむので、そう名付けられた。そばにはため池がある。

昔ある人が船に乗ってこのため池を通つていたときに、一匹の蚊が堰堤の上で淵に下ることができずに死んでゐるのを見た。ほどなくして、背が高く頑強で黒い服を着た人が、岸辺に立つてゐるのを見かけた。船人に告げて、「私は昨日堰堤を下ろうとして、下りきれずに死んでしまった。私のために眩潭に知らせてほしい」と言った。船人が、「眩潭には人がいない。どうして知らせることができようか」と言うと、黒い服の人は、「ただ淵に行つたときに、大声で言えばいい」と言った。船人はその通りにした。するとしばらくして、淵の中から泣き叫ぶ声が聞こえてきた。

【補説】 蚊に関する話は、『広記』巻四二五、『御覽』巻九三〇に収録されている。また、人の姿をして現れるのは、『広記』巻四六八、四七一の「水族」五く八（水族為人）の魚・獺・龜・鼈などと共通する部分がある。蚊に関しては、『異苑』巻三第100話（『広記』巻四六九、『御覽』巻九三〇引並同）に、李増が二匹の蚊のうちの二匹を射殺したところ、喪服を着た女が矢を手にして現れ、恨み言を言うという話がある。蚊は、『説文』に「池魚滿三千六百、蚊來爲之長、能達魚而飛。置筍水中即蚊去。」（池魚 三千六百に満たば、蚊 来たりて之が長と爲り、能く魚を達めて飛ぶ。筍を水中に置かば即ち蚊去る）とあり、魚の主のような存在と考えられていた。また、「蚊人（蚊人）」（『文選』巻五・左思「吳都賦」、

卷一二・木華「海賦」、郭璞「江賦」、卷三四・曹植「七啓」、任昉「述異記」卷上、「洞冥記」など）という言葉があるように、人と同様に水底に居を構えている（劉逵「吳都賦」注云、「蚊人水底居也」）とも考えられていた。この話は、このような蚊に関する伝承を背景に語られたものであろう。

25 東萊人性靈、作酒多醉、濁而更清。二人曰、「以是醉□。」（書鈔一百四十八）※鄭晚晴輯注本一九一頁

【校異】 孔氏三十三萬卷堂影鈔本「北堂書鈔」同。孔廣陶校注云、「今案陳・兪本無二人以下。欽定圖書集成食貨典二百八十三濁作醪、亦無二人以下。」（光緒十四年の孔廣陶の序文によれば、『書鈔』には、明・万曆年間の陳禹謨刻本と兪安期刻本、清・乾隆年間の孫星衍校本△元季影鈔本による）、清・道光年間の嚴可均の北堂書鈔原本△明初写本、未經陳禹謨改竄があるという。）

【注釈】 東萊 郡名。今の山東省萊州市。 性靈 取りあえず「生まれつき靈妙」と解するが、後の第37話では「姓池」（池という姓）に作るの、ここも或いは「姓く」の間違いかもしれない。陳禹謨刻本はこの二字が無い。 多醉 非常によく熟した味の濃い酒。 濁而更清 濁酒から清酒に変わるといふ意か。濁りが沈殿することを言うのであろう。

【訓詁】東萊の人性靈にして、酒を作りて醉多く、濁るも清に更はる。二人曰く、「是を以て酔口。」

【訳文】東萊のある人は生まれつき靈妙で、非常によく熟した味の濃い酒を作り、濁っていたのが澄んでくる。二人は、「……」と言った。

【補説】この話は断片であり詳細は分からないが、『搜神記』卷一六第391話（『幽明録』第37話略同）の、東萊の酒屋に酒を飲みに来た三人が幽鬼だったという話と関連があるのかもしれない。

26 楚文王少時好獵①。有一人獻一鷹②。文王見之③、爪距神爽、殊絶常鷹④。故爲獵於雲夢⑤、置網雲布、烟燒張天⑥、毛羣羽族、爭噬競搏⑦。此鷹軒頸瞪目⑧、遠視雲際⑨、無搏噬之志⑩。王曰、「吾鷹所獲以百數、汝鷹曾無奮意。將欺余耶。」獻者曰、「若效於雉兔、臣豈敢獻。」俄而雲際有一物凝翔⑪、鮮白不辨其形⑫。鷹便竦翮而升⑬、轟若飛電⑭。須臾、羽墮如雪、血下如雨。有大鳥墮地⑮、度其兩翅⑯、廣數十里⑰、衆莫能識⑱。時有博物君子曰⑲、「此大鵬雛也。」⑳「文王乃厚賞之㉑。」〔御覽九百二十六、九百二十七。類聚九十一、九十二。廣記四百六十〕※鄭晚晴輯注本五七頁

【校異】①類聚九一作「楚文王時」。類聚九二、廣記作「楚文王好獵」。御覽九二七作「楚文王好獵、有一人獻一鷹、擊鵬雛。」云、「事具鷹門。」②類聚九一、九二、

御覽九二六、廣記「人」上無「一」字。御覽九二七、鮑崇城本九二六有「一」字。③類聚九二、廣記作「王見」。類聚九一不引以下七十二字。④此二句、類聚九二作「爪距殊常」、廣記作「其殊常」。⑤「於」、廣記作「于」。⑥類聚九二、廣記無此二句。⑦「競」、類聚九二無此字、廣記作「共」。⑧類聚九二、廣記無「軒頸」二字。⑨『古小説鈎沈』本脱此四字。據御覽九二六（鮑崇城本同）補。類聚九二、廣記「視」作「瞻」。⑩類聚九二、廣記無此以下三十六字。⑪類聚九二、廣記無「而雲際」三字。⑫「辨」、御覽九二六、鮑崇城本作「辯」。類聚九一無「不辨其形」四字。廣記原本無「形」字、點校本注云、「形字原闕。據太平御覽卷九二六補。」⑬「翮」、廣記作「羽」。⑭類聚九一無此句。⑮「鳥」、廣記作「鳥」。⑯類聚九一無「度其」二字。「兩」、廣記作「羽」。⑰御覽九二六、鮑崇城本無「廣」字。⑱類聚九二、廣記無此句。⑲類聚九一無「有」字。⑳類聚九一無「大」字。「雛」、御覽九二六、類聚九一、九二、廣記並作「鵬」。鮑崇城本九二六作「雛」。㉑類聚九一、廣記無此句。

【注釈】楚文王 春秋時代の楚の君主。前六八九―前六七七在位。『左氏伝』では、魯の荘公一三年（六七五）に卒したことになるが、今『史記』楚世家、十二諸侯年表による。爪距神爽 爪が極めて頑健なこと。「距」は、けづめ。「神爽」は、抜きんでて素晴らしいこと。『漢語大詞典』にこの文を引き、「犹神俊。多形

容猛禽、良马等姿态雄健。」という。故爲獵於雲夢
 わざわざ雲夢で狩をした。「故」は、鄭晚晴注に「特地」
 という。「雲夢」は、沢の名、今の湖北省安陸市一帯。
 烟燒張天 煙が空に広がる。「烟燒」は、燻して獸を
 追い出すための煙。『漢語大詞典』に「熏燒」と解し、
 晋・袁宏『後漢紀』の例を引く。狩り場での煙火につい
 ては、『毛詩』鄭風大叔于田に「叔在藪、火烈具舉」（
 叔藪に在り、火烈具に挙がる。火烈は、毛伝に「烈、
 列也。」とあり、獸を追い出すためのたいまつの行列を
 いう）、揚雄「羽獵賦」（『文選』卷八）に「舉烽烈火」
 （烽を挙げ火を烈ね）、張衡「西京賦」（『文選』卷二）
 に、「燎京薪、駭雷鼓」（京薪を燎き、雷鼓を駭らし）、「
 光炎燭天庭」（光炎は天庭を燭らし）とある。「張天」
 は、左思「蜀都賦」（『文選』卷四）に「聳塵張天」（聳
 塵天に張る）とある。毛羣羽族 ここでは、狽犬と
 狩りをする鷹を指す。「毛羣羽族」は、獸と鳥の意で、
 班固「西都賦」（『文選』卷一）に「毛羣内闐、飛羽上
 覆」（毛羣内に闐ち、飛羽上に覆ひ）、左思「蜀都賦」
 （『文選』卷四）に「毛羣陸離、羽族紛泊」（毛羣陸離
 として、羽族紛泊す）とある。軒頸瞪目 首を高く
 上げて目を見張る。以百數 百余り。西田太一郎『漢
 文の語法』（角川書店、一九八〇年）八一頁の「溺死
 者以万數、水為不流。」（後漢書、光武帝紀更始元年）
 の解説に、「（以万數）を万単位で数えると誤解してい

る人が多いが、そうではなく、「万という数である」
 その数が万にも達する」という意味。誤られ易いので特
 にここに詳述する。後漢書はこの李賢の注に「數過於
 万、故以万為數」という。……とある。ただ『漢語大
 詞典』の「百數」の説明では、①（shǔ）「猶言上百个。」
 ②（shù）「用百来计算。」の二つを挙げ、前者には「
 蜻之至者百數而不止。」（『呂氏春秋』精諭）を、後者に
 は「大臣卿士之死者以百數。」（『呂氏春秋』原乱）を引
 く。これによれば、前者は百余り、「以百數」は、數百
 という意になる。『中国古代十大志怪小説賞析』では、
 「我的鷹猎的鳥兽数以百計」と訳す。一物凝翔 一
 とかたまりの飛んでいる物体。竦翮 翼をそびやかす。
 『漢魏六朝小説選』（中州書画社、一九八二年）に「張
 翼」と注する。大鵬 『莊子』逍遙遊篇に語られる背
 の広さが幾千里あるともわからないほどの大鳥。
 【訓読】 楚の文王 少き時 獵を好む。一人の一鷹を獻
 ずる有り。文王 之を見るに、爪距 神爽にして、常の鷹
 に殊絶す。故に爲に雲夢に獵し、網を置くこと雲のご
 とく布き、烟燒 天に張り、毛羣羽族、争ひ噬ひ競ひて搏
 む。此の鷹 頸を軒くし目を瞪り、遠く雲際を視るのみ
 にして、搏噬の志無し。王曰く、「吾が鷹の獲る所 百を
 以て數ふるに、汝が鷹 曾て奮意無し。將た余を欺くか」
 と。獻ずる者曰く、「雉兔に效すが若きもの、臣 豈に敢
 へて獻ぜんや」と。俄にして雲際に一物の凝翔する有り、

鮮白にして其の形を辨ぜず。鷹便ち翻つばさを竦おびして升り、蟲として飛電の若し。須臾にして、羽墮おつること雪の如く、血下おつること雨の如し。大鳥の地に墮つる有り、其の兩翅を度るに、廣さ數十里、衆能く識るもの莫し。時に博物の君子有りて曰く、「此れ大鵬の雛なり」と。文王乃ち厚く之を賞す。

【訳文】 楚の文王は若い頃に狩が好きだった。ある人が一羽の鷹を献上した。文王が見ると、爪が極めて頑健で、普通の鷹とは比べものにならない。そこでわざわざ雲夢沢で狩をし、網を雲のように張り巡らし、獲物を燻し出す煙は空いっぱいになり、獵犬や鷹が、競って獲物を攻撃し捕まえた。ところがこの鷹は首高く伸びし目を見張って、遠く雲の果てを見るだけで、獲物を捕まえるやうとしない。王が、「わしの鷹は百余もの獲物を捕らえたのに、お前の鷹は全く羽ばたく気がない。もしかしてわしを騙したのではあるまいな」と言うと、献上した者は、「雉や兔に力を發揮するやうなもの、私がどうして献上しましたか」と言った。すると突然、雲の際にひとかたまりの物体が現れたが、真つ白で形体は判別できない。その鷹はすぐに翼をそびやかして昇り、まっすぐに飛び上がるさまは稲妻のようだった。しばらくすると、羽が雪のように降り、血が雨のように降ってきた。大鳥が地面に落ち、その翼の広さは數十里もあった。誰もその鳥を知るものはいなかった。当時、物知り

の君子がいて、「これは大鵬の雛です」と言った。そこで文王は鷹を献上した者に多くの褒美を与えた。

【補説】 この話は、『初学記』卷三〇引『孔氏志怪』（作『孔氏志』、『古小説鈎沈』本第一話）にも見える。

楚文王好田、天下快狗名鷹畢聚焉。有人獻一鷹、曰、「非王鷹之儔。」俄而雲際有一物凝翔、飄颻鮮白、而不辨其形。鷹於是竦翻而升、蟲若飛電。須臾、羽墮如雪、血灑如雨。良久、有一大鳥墮地而死。度其兩翅、廣數十里、喙邊有黃、衆莫能知。有博物君子曰、「此大鵬雛也、始飛焉、故爲鷹所制。」乃厚賞獻者。

ほぼ同様の文なので、もとの出处は一つだったと思われる。

鷹が大鵬の雛を捕まえる話は、『御覽』卷九二七引『異類伝』にも、「漢武帝時、西域獻黑鷹。得鵬雛。東方朔識之。」（漢武帝の時、西域黒鷹を獻ず。鵬の雛を得。東方朔之を識る）とある。

27 漢武帝常微行過人家①。家有婢國色、帝悅之②。因留宿③、夜與婢臥④。有書生亦家宿、善天文。忽見客星移掩帝座甚逼。書生大驚懼⑤、連呼咄咄、不覺聲高。仍見一男子⑥、操刀將欲入戶。聞書生聲急⑦、謂爲己故、遂蹙縮走⑧。客星應時即退。帝聞其聲、異而召問之。書生具說所見。乃悟曰、「此人是婢婿⑨。將欲肆其凶於朕。」

乃召羽林、語主人曰、「朕、天子也。」於是擒奴而伏誅

⑩、厚賜書生。（開元占經八十三）※鄭晚晴輯注本三一頁

【校異】①開元占經（四庫全書本）「人」上有「主」

字。②「之」、開元占經作「焉」。③「因」、開元占經作

「仍」。④「臥」、《古小說鈎沈》本空格、今據開元占經

補。⑤「懼」、《古小說鈎沈》本作「躍」、今據開元占經

改。⑥「仍」、《古小說鈎沈》本作「乃」、今據開元占經

改。⑦「聞」、《古小說鈎沈》本作「聞」（一九七三年全

集本・一九九九年古籍叢編本作「聞」、今據開元占經

改。⑧開元占經無「蹙」字。⑨「壻」、開元占經作「婿」。

⑩「而」、《古小說鈎沈》本無、今據開元占經補。

【注釈】漢武帝 前一五六―前八七。劉徹。前一四一

年即位、前八七まで五十四年間在位。微行 おしのび。

『史記』秦始皇本紀「始皇爲微行成陽」集解に「張晏曰、

若微賤之所爲、故曰微行也。」へ『漢書』成帝紀「上始爲

微行出」張晏注同とある。國色 國中第一等の美

人。『公羊伝』僖公十年に「驪姬者、國色也。」とあり、

何休注に「其顔色一國之選。」という。客星 新星。

『漢書』天文志に「元光元年六月、客星見于房。占曰、

爲兵起。」とある。帝座 星の名、天市垣の中にある。

『後漢書』卷三十下襄楷伝に、「臣竊見去歲五月、熒惑

入太微、犯帝坐、出端門、不軌常道。」とあり、また同

「天官宦者星不在紫宮而在天市」李賢注引『山陽公載記』

に「市垣二十二星而帝座居其中」とある。咄咄 意

外なことに驚いて発する声。『世說新語』排調篇に「

何咄咄之有」、『晋書』卷七七殷浩伝に「咄咄怪事」と

ある。仍見 続いて見る。「仍」は、ついでの意。江

藍生『魏晋南北朝小説詞語匯釈』に「表示前后两个动作

相继进行、相当于继而、又。」という。蹙縮走 身を

かがめて逃げる。鄭晚晴注に「低下身子很快逃走」とい

う。羽林 武帝が設けた近衛軍。隴西・天水・安定・

北地・上郡・西河の六郡の良家の子を選んで、建章宮に

宿衛させ、建章宮騎と称し、後に羽林騎と改めた。「爲

國羽翼、如林之盛」の意味で、皇帝の侍衛とした（『文

獻通考』。『漢書』百官公卿表上師古注に「羽林、亦宿

衛之官。言其如羽之疾、如林之多也。一説羽所以爲王者

羽翼也。」という。

【訓読】漢武帝 常て微行し人家に過る。家に婢の國

色なる有り、帝之を悦ぶ。因りて留宿し、夜婢と臥す。

書生有り亦家に宿し、天文を善くす。忽ち客星の移りて

帝座を掩ひ甚だ逼れるを見る。書生 大いに驚懼して、

咄咄と連呼し、覺えず聲高し。仍いで一男子の、刀を操

りて將に戸に入らんと欲するを見る。書生の聲の急なる

を聞き、己が故の爲と謂ひて、遂に蹙縮して走ぐ。客星

時に應じて即ち退く。帝 其の聲を聞き、異として召し

て之を問ふ。書生 具に見る所を説く。乃ち悟りて曰く、

「此の人は是れ婢の壻ならん。將に其の凶を朕に肆はしいまにせんと欲す」と。乃ち羽林を召し、主人に語つて曰く、「朕は、天子なり」と。是に於いて奴を擒へて誅に伏せしめ、厚く書生に賜ふ。

【訳文】 漢の武帝はかつておしのびである人家に立ち寄つた。その家の召使いに第一等の美女がいて、武帝は彼女が気に入つた。そこでその家に泊まり、夜その女と枕をともした。一人の書生もまたその家に宿をとつていて、彼は天文に通じていた。突然、新星が移動して帝座を覆うように異常に接近するのが見えた。書生は大變驚いて、「わー」と連呼し、思わず大声になつた。続いて一人の男が、刀を手にして部屋の中に入ろうとするのを見た。その男は書生の切迫した声を聞き、自分のせいだと思つて、そのまま身をかがめて逃げた。新星は同時に帝座から去つていつた。武帝は書生の声を聞いて、怪しんで書生を呼んで尋ねた。書生は見つたことを事細かに説明した。武帝は初めて事の次第を悟り、「その男はこの女の夫である。わしに凶行を加えようとしたのだ」と言つた。そして侍衛の兵を呼び、家の主人に、「朕は天子だ」と告げた。そこで男を捉えて処刑し、書生に多くの褒美を与えた。

【補説】 客星が帝座に侵入すると、天子に愛いごとがあることを関連づけた話は、『開元占経』巻八三にこの話の他に緯書などから数話引かれている。

この『幽明録』の文は、梁・殷芸『小説』にも収録されていて、魯迅は『古小説鈎沈』に『說郛』巻二五から採録している。

漢武帝嘗微行、造主人家、家有婢國色、帝悅之、仍留宿、夜與主婢臥。有一書生、亦寄宿、善天文、忽見客星將掩帝座甚逼、書生大驚、連呼咄咄、不覺聲高。仍入、見一男子持刀將欲入、聞書生聲急、謂爲己故、遂縮走去、客星應時而退。如是者數遍。帝聞其聲、異而問之、生具說所見、帝乃悟曰、「此人必婢婿、將欲肆其凶惡于朕。」仍召集口門羽林、語主人曰、「朕天子也。」於是禽拏問之、服而誅。後、帝嘆曰、「斯蓋天啓書生於扶祐朕躬。」乃厚賜書生。

出幽冥錄。說郛二十五。

ほぼ同文であるが、男の襲撃が数回試みられていると記しているところなど、『開元占経』に引く『幽明録』より少し詳しい。また、『広記』巻一六一「感応」部に

漢武帝嘗微行造主人家。家有婢國色、帝悅之。仍留宿、夜與主婢臥。有一書生、亦寄宿、善天文。忽見客星將掩帝座、甚逼。書生大驚懼、連呼咄咄。不覺聲高。仍又見一男子、操刀將入戶。聞書生聲急、謂爲己故、遂縮走去。客星應時而退。如此者數過。帝聞其聲、異而問之。書生具說所見。帝乃悟曰、「必此人婿也。將欲肆兇惡於朕。」仍召集門羽林、語主

人曰、「朕天子也。」於是擒奴、問而款服、乃誅之。
帝歎曰、「斯蓋天啓書生之心、以扶祐朕躬。」乃厚
賜書生焉。原闕出處。陳校本作出幽明錄。

と、ほぼ同文が記載されているが、談愷本などは出處を
記していない。ただ中華書局本の校注によると、陳鱣が
殘宋本をもとに許自昌本を校訂したと言われる陳校本に
は、「出幽明錄」と記してあるという。『広記』と殷芸
『小説』の文は似たところが多いので、これが『幽明錄』
のものとの文に近いのかもしれない。

28 漢武見物如牛肝。入地不動。問東方朔、朔曰、「此
積愁之氣。惟酒可以忘愁①。今即以酒灌之、即消。」
書鈔一百四十八) ※鄭晚晴輯注本三二頁

【校異】 ①「惟」、書鈔作「准」。今從『古小説鈎沈』
本。

【注釈】 漢武 漢の武帝。 東方朔 字は曼倩。生没
年未詳、一説に前一六一—前九四。漢の武帝に近侍し、
諧謔、滑稽を以て諷諫した。太中大夫、給事中となる。
『史記』卷一二六滑稽列伝褚少孫補、『漢書』卷六五に
伝がある。 積愁 愁いが積み重なる。『幽明錄』より
後の例だが、梁・王僧孺「春愁」詩に「積愁落芳鬢、長
啼壞美目」(積愁 芳鬢を落とし、長啼 美目を壊つ)と
ある。

【訓読】 漢武 物の牛肝の如きを見る。地に入りて動

かず。東方朔に問ふに、朔曰く、「此れ積愁の氣なり。惟
だ酒のみ以愁いを忘るべし。今即し酒を以て之に灌がば、
即ち消えん」と。

【訳文】 漢の武帝は牛の肝のような物を見た。地面に
入って動かなかつた。東方朔に尋ねたところ、朔は、「
これは愁いが積み重なつた氣です。ただ酒だけが愁いを
忘れることができます。今 酒を注いだら、すぐに消え
るでしょう」と言つた。

【補説】 この話は、一物の名を記さないものと、「怪
哉」と名づけるものの二つの系統に別れて伝承されてい
る。前者は『搜神記』、後者は殷芸『小説』(出『東方
朔別伝』)であり、『幽明錄』の話は、前者の節録と思
われる。

○『搜神記』卷一一第270話「酒消息」

漢武帝東遊、未出函谷關、有物當道。身長數丈、其
状象牛。青眼而矐睛、四足入土、動而不徙。百官驚
駭。東方朔乃請以酒灌之。灌之數十斛而物消。帝問
其故。答曰、「此名爲患。憂氣之所生也。此必是秦
之獄地。不然、則罪人徒作之所聚。夫酒忘憂。故能
消之也。」帝曰、「吁、博物之士、至於此乎。」(漢
の武帝 東遊し、未だ函谷關を出でざるに、物有り
て道に當たる。身の長數丈にして、其の状牛に象
たり。青眼にして矐睛を矐かし、四足土に入り、
動かすも徙らず。百官 驚駭す。東方朔 乃ち酒を以

て之に灌まんことを請ふ。之に灌ぐこと數十斛にして物消ゆ。帝其の故を問ふ。答へて曰く、「此れ名を患と爲す。憂氣の生ずる所なり。此れ必ず是れ秦の獄地ならん。然らずんば、則ち罪人徒作の聚まる所ならん。夫れ酒は憂ひを忘れしむ。故に能く之を消すなり」と。帝曰く、「吁あや、博物の士、此に至れるか」と。へ『御覽』卷六四三、『広記』卷三五九引作『搜神記』、『法苑珠林』（四部叢刊一二〇卷本の卷一二、大藏經一〇〇卷本の卷七）引作『搜神傳記』。く

唐・李冗『獨異志』卷上の、
漢武帝自回中郡繞一山曲、見一物盤地、狀若牛、推之不去、擊之不散。問左右、無能知者。東方朔進曰、「請以酒一斛澆之。」帝命酒澆之、立散。復問朔曰、「此必秦之故獄、積其怨氣所致。酒能消愁耳。」帝撫朔曰、「人之多知、有如此者。」

という文も、この系統の話である。

○殷芸『小説』（『古小説鈎沈』本『說郛』卷二十五、『廣記』卷四七三、『海錄碎事』卷二二）

武帝幸甘泉宮、馳道中有蟲赤色、頭目牙齒耳鼻盡具。觀者莫識。帝乃使朔視之。還對曰、「此『怪哉』也。昔秦時拘繫無辜。衆庶愁怨、咸仰首歎曰、『怪哉怪哉。』蓋感動上天、憤所生也。故名『怪哉』。此地必秦之獄處。」即按地圖、果秦故獄。又問、「何以去蟲。」朔曰、「凡憂者得酒而解。以酒灌之當消。」

於是使人取蟲置酒中。須臾果糜散矣。へ出朔傳（武帝甘泉宮に幸し、馳道中に蟲の赤色なる有り、頭目牙齒耳鼻盡く具はる。觀る者識る莫し。帝乃ち朔をして之を視しむ。還りて對へて曰く、「此れ『怪哉』なり。昔秦の時無辜を拘繫す。衆庶愁怨して、咸仰首して歎じて曰く、『怪なるかな怪なるかな』と。蓋し上天を感動せしめ、憤の生ぜし所なり。故に『怪哉』と名づく。此の地必ず秦の獄處ならん」と。即ち地圖を按ずるに、果して秦の故獄なり。又問ふ、「何を以て蟲を去るか」と。朔曰く、「凡そ憂ひは酒を得て解く。酒を以て之に灌がば當に消ゆべし」と。是に於いて人をして蟲を取りて酒中に置かしむ。須臾にして果して糜散す。）

この系統の話では、『御覽』卷六四三引『東方朔別傳』へ脱別傳二字が最も詳しく、次のように記述してある。

孝武皇帝、時幸甘泉、至長平坂上、馳道中央有虫覆而赤、如生肝狀、頭目口齒耳鼻盡具。先驅旄頭馳還以聞曰、「道不可御。」於是上止車、遣侍中馳往視之。還盡莫知也。時東方朔從在後屬車。上召朔使馳往視之。還對曰、「怪哉。」上曰、「何謂也。」朔對曰、「秦始皇時、拘繫無罪、幽殺無辜。衆庶怨恨、無所告訴、仰天而歎曰、『怪哉。』感動皇天、此憤氣之所存也。故名之曰『怪哉』。是地必秦之獄處也。」上有詔使丞相公孫弘案地圖、果秦之獄處也。上曰、

「善當何以去之。」朔曰、「夫積憂者、得酒而去之。以酒置中、立消靡。」上大笑曰、「東方生真所謂先生也。何以報先知之聖人哉。」乃賜帛百疋。

『御覽』卷八一八・八四五、『書鈔』卷四五「獄」・卷一三〇「髻頭」・卷一五七「阪」は、この「東方朔別傳」を節引する。また、『御覽』卷九四四引『廣五行記』も同様である。任昉『述異記』卷上に収録する話、

漢武帝幸甘泉宮、長平坂道中、有丘赤如肝、頭目口齒悉具、人莫知也。時東方朔曰、「此古秦獄地也。積憂所致。」上使按圖、果秦獄地。朔曰、「夫積憂者、得酒而解。」乃取虫置酒中、立消。

も、「怪哉」の名は記されていないが、文章は『東方朔別傳』に近い。

29 漢武帝在甘泉宮①、有玉女降。常與帝圍棊相娛②。女風姿端正。帝密悅③、乃欲逼之④。玉女因唾帝面而去⑤。遂病瘡經年⑥。故漢書云⑦、「避暑甘泉宮。」此其時也⑧。（御覽八十八、三百八十七、七百四十二）※鄭晚晴輯注本一四五頁

【校異】 ①御覽七四二無「帝」字。②「常」、御覽三八七作「嘗」、七四二無此字。「帝」上、御覽三八七有「武」字。「棊」、御覽八八・三八七作「碁」。御覽七四二無「相娛」二字。③御覽七四二無「密悅」二字。④御覽八八無「欲」字。「逼」、御覽七四二作「通」。⑤「玉」、

『古小説鈎沈』本・御覽七四二無、今據御覽八八・三八七補。御覽三八七無「因」字。御覽七四二無「而去」二字。⑥此句、御覽七四二作「遂成瘡」三字。魯迅校語云、御覽七百四十二引作女因唾帝面遂成瘡帝避跪謝神女爲出温水洗之。⑦御覽七四二無此以下文。⑧「此」、『古小説鈎沈』本作「正」、今據御覽八八・三八七改。鮑崇城本亦作「此」。

【注釈】 甘泉宮 漢の武帝が秦の離宮を造営した宮殿（『漢書』卷八七上揚雄伝上）。『史記』孝武本紀・封禪書、『漢書』郊祀志によると、斉の少翁（文成將軍）が、武帝が寵愛していた亡き王夫人の姿を見せるといふ鬼神の術を以て礼遇されていたときに甘泉宮を建て、神々を描き天神を祭つたという。封禪書の徐広注によれば、元鼎年間（前一六―前一）のことになる。玉女 仙女。『楚辭』惜誓（漢・賈誼）に「建日月爲蓋兮、載玉女於後車」（日月を建てて曰て蓋と爲し、玉女を後車に載す）とある。風姿 容姿、風貌。晋・葛洪「抱朴子」審舉篇に「士有風姿豐偉、雅望有餘。」とある。病瘡 吹き出物ができる。經年 一年を経過する。

【訓読】 漢武帝 甘泉宮に在りしとき、玉女の降る有り。常に帝と圍棊し相娛しむ。女 風姿端正なり。帝密かに悦び、乃ち之に逼らんと欲す。玉女 因りて帝の面に唾して去る。遂に瘡を病むこと經年なり。故に漢書に云ふ、「暑を甘泉宮に避く」と。此れ其の時なり。

【訳文】 漢武帝が甘泉宮にいたとき、仙女が降ってきた。いつも帝と囲碁を楽しんでいた。仙女は姿形が端正であった。帝は内々気に入つて、強引に我がものにしようとした。仙女は帝の顔を唾をかけて去つた。帝は一年余り吹き出物を病んだ。だから『漢書』に、「甘泉宮に避暑に行った」と言う。これはその時のことである。

【補説】 これと似た話が、『御覽』卷七一（温泉）引『辛氏三秦記』に見える。

始皇生時、作閣道、至驪山八十里。人行橋上、車行橋下。金石柱見存。西有温泉、俗云、「始皇與神女戲不以禮、女唾之、則生瘡。始皇怖謝、神女爲出温泉、後人因洗浴。」

後半部は、『御覽』卷七四二（瘡）引『幽明録』に、「女因唾帝面、遂成瘡。帝避跪謝、神女爲出温水洗之。」とあるのと同じである。これは、盛弘之『荊州記』（『御覽』卷七一引）に、「世人傳、昔有玉女乘車自投此泉。人時見女子姿儀光麗、往來倏忽。人造泉有一聲、則沸從下出而不可止也。」という玉女と温泉の關係、伏琛『齊地記』（『御覽』卷七一引）の「曲城東七十里有温水。水如湯沸、可療百病、物無不熱也。」という温泉の効能の話が始皇帝や武帝の神仙伝説と結びついて語られるようになったものと思われる。

漢武帝については、礼遇していた文成（少翁）の方術が衰えたので誅殺した翌年、病氣になり、巫女のお告げ

で甘泉宮に行き治癒したことが、『史記』孝武本紀・封禪書、『漢書』郊祀志などに記載されている。或いはこれと関連づけられた可能性もある。玉女が降つた話は、次の第30話の一文とも關係があり、西王母が漢武帝のもとに降る前に玉女が使者として降り、七月七日に西王母が来ることを告げている。

武帝が甘泉宮に御幸した記載は『漢書』（武帝紀）に十三箇所あるが、避暑の文は見当たらない。ただ、元封二年六月の晋灼注に「雲陽・甘泉、黃帝以來、祭天圓丘處也。武帝常以避暑。」とあるので、『幽明録』の「『漢書』云」の文は、これと結びつけて記載されたのではないかと思われる。

30 甘泉王母降。（書鈔十二）※鄭晚晴輯注本一九二頁

【注釈】 王母 西王母。神話伝説上の女の仙人で、崑崙山に住み、不死の薬を持っていたという。漢武帝との關係については、『漢武内伝』に詳しく記されている。

【訓読】 甘泉に王母降る。

【訳文】 甘泉宮に西王母が降ってきた。

【補説】 西王母が漢武帝のところに降る話は、『漢武故事』（『古小説鈎沈』本）、『漢武内伝』（『広記』卷三など）にある。これらについては、小南一郎『中国の神話と物語り』（岩波書店、一九八四年）に詳しい。

（続）